平成二十七年 号外第八十七号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号 条 例

目

次

の利用等に関する法律施行条例..... 青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例..... 青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... 青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例...... 青森県県税条例の一部を改正する条例..... 青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例...... (り ステム 課) (総務学事課) ...

課) :

:

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例....... (環境保全課) ... (市町村課) ...10 (保健衛生課) ... 三 同務) ... 元

を改正する条例..... 青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部 (都市計画課) ... 壹

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青

森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県条例第五十四号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)

の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、 別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務並びに次項の事務及び第三項の事務とす

る

2 知事は、 次の各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該各号に定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することがで

私立の高等学校等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) 第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)

における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの 高等

学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

= 東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であって私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのも

のの実施に関する事務であって規則で定めるものが前号に定める情報

Ξ 私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定める

もの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

3 知事又は教育委員会は、 法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保

有するものを利用することができる。 ただし、 法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定

個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、 他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面

の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第四条 私立学校の設置者その他の規則で定める者は、別表第一の一の項の下欄及び二の項の下欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個

人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。

(特定個人情報の提供)

第五条 法第十九条第九号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、 別表第二の第一欄に掲げる機関が、 同表の第三欄に掲げる機

関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲

げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の

提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(施行事項)

第六条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

別表第一 (第三条関係)

四教	三知事	二知事	知事	機
教育委員会	事	事	事	関
与に関する事務であって規則で定めるもの青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三	あって規則で定めるもの私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であ	等の減免のためのものの実施に関する事務であって規則で定めるもの東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事	る事務であって規則で定めるもの私立の高等学校等における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための	事
(昭和五十年三月青森県条例第一号)による修学奨励金の貸	ための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務で	るもの 援等のための事業であって私立学校の幼児又は生徒の授業料	减を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関す	務

別表第二 (第五条関係) 三 六 情報照会機関 五. 教育委員会 知事 知事 教育委員会 教育委員会 知事又は げる事務 げる事務 げる事務 法別表第二の八十七の項の第二欄に掲 法別表第二の二十六の項の第二欄に掲 法別表第二の百十三の項の第二欄に掲 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関す 青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十年三月青森県条例第七号)による授業料等の免除に関する事務であって規則 る事務であって規則で定めるもの で定めるもの 事 務 教育委員会 委員会 教育委員会 知事又は教育 情報提供機関 で定めるもの 就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法に 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への 則で定めるもの による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規 四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁 特別支援学校への就学奨励に関する法律 給に関する情報であって規則で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支 よる医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則 に関する情報又は学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号) 特 定 個 人 (昭和二十九年法律第百 情 報

兀

教育委員

青森県立高等学校授業料等徴収条例に

知事

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

よる授業料等の免除に関する事務であっ

会

	て規則で定めるもの	
五 教育委員	国立又は公立の高等学校等における教 知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
会	育に係る経済的負担の軽減を図るため	
	の事業であって規則で定めるものの実	
	施に関する事務であって規則で定める	
	\$ 0	

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県

知事

Ξ

村

申

吾

青森県条例第五十五号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 青森県個人情報保護条例 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 雑則 (第三十八条 第四十条)」を 第三節 第四節 特定個人情報の取扱い等の特例 (第三十七条の二) 雑則 (第三十八条 第四十条) に改める。

第二章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 特定個人情報の取扱い等の特例

第三十七条の二(実施機関が保有する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号。以

下「番号利用法」という。) 第二条第八項に規定する特定個人情報 (番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを

除く。) に関しては、第九条第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条第一項		自ら利用してはならない利用目的
第九条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供自ら利用し、又は提供する	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、自ら利用する
第九条第二項第一号	するとき、又は本人に提供	本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって
第十四条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人(以下「代理人」と総称する。) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による
第十五条第二項	法定代理人	代理人
第十八条第一項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第三十二条第一項第一号	又は第九条第一項及び第二項の規定に違	二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されに違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二円等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定の個人を識別するための番号の利用ごれての規定にの間の規定に違反して利用されて第二年、第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されて第二年、第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されて第二年、第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されて第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、

	第三十二条第一項第二号	
	第九条第一項及び第二項	
る法律第十九条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す	ているとき

第二条 青森県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第三十七条の二の表第三十二条第一項第一号の項中「第三十七条の二」を「第三十七条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施機関が保有する番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報に関

しては、第九条第二項から第四項まで、第十七条、第三十条及び第三十二条から第三十五条までの規定は適用しないものとし、この条例の他の規

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第二利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第七総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の	当該保有個人情報の提供先	第三十一条第二項
代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	第十八条第一項
代理人	法定代理人	第十五条第二項
代理人(以下「代理人」と総称する。) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	第十四条第二項
自ら利用してはならない	自ら利用し、又は提供してはならない	
利用目的	法令等に基づく場合を除き、利用目的	第九条第一項

当該実施機関以外のものに限る。) 十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、

附則

この条例は、 平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律 (平成二十五年法律第二十七号) 附則第一条第五号に規定する日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

森 県 知 事 三 村 申

青

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県条例第五十六号

(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号) の一部を次のように改正する。

青森県県税条例

第六条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) 又は法人番号 (同条第十五項に規定する法人番号をい

う 以下同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 」に改め、 同条第三項第一号中「及び氏名又は名称」を

氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 」に改める。

第十六条から第二十六条までを次のように改める。

吾

(徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第十六条 知事は、 法第十五条第三項又は第五項の規定により、 同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予 (以下この条において「徴収の猶

予」という。) 又は法第十五条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長 (以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。) に係る

当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限 (以下この条において「各

徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、

分割納付等期限」という。) 及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額 (以下この条において「各分割納付等金額」という。) を定めるも

のとする。

2 知事は、 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付

等期限までに納付し、 又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、 当該各分割納付等期限及び当該各分割納付

等金額を変更することができる。

3 知事は、 第一項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、 当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その

他必要な事項を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない

4 知事は、 第二項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更したときは、その旨、 当該変更後の各分割納付等期限及び各分割納付

等金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予に係る申請書記載事項等)

第十七条 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする

法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができな

い事情の詳細

- 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- 三 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- 四 猶予を受けようとする期間
- 五 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分

割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、 提供しようとする法第十六条第一項各

号に掲げる担保の種類、 数量、 価額及び所在 (その担保が保証人の保証である場合にあつては、保証人の氏名及び住所又は居所) その他担保に関

し参考となるべき事項 (担保を提供することができない特別の事情がある場合にあつては、その事情

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- 一 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- Ξ 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- 兀 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、地方税法施行令 (昭和二十五年政令第
- 二百四十五号。以下「政令」という。) 第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

3

- 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

4

- 第二項第二号から第四号までに掲げる書類
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

- 一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- 三 猶予期間の延長を受けようとする期間
- 四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 第二項第四号に掲げる書類
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。
- (職権による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第十八条 第十六条の規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、 徴収金を分割して納付

又は納入させる場合について準用する。 この場合において、第十六条第一項中「定める」とあるのは、 マ その猶予をする期間内の各月

がやむを得ない事情があると認めるときは、 その期間内の知事が指定する月)ごとに定める」と読み替えるものとする。

(職権による換価の猶予等をする場合に提出を求めることができる書類

法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、

次に掲げる書類とする。

第十九条

第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

= 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

Ξ 前 一号に掲げるもののほか、 知事が必要と認める書類

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第二十条 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、 六月とする。

2

第十六条の規定は、 法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、 徴収金を分割して納付し、 又

マ

その猶予をする期間内の各月 (知事がやむ

を得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月) ごとに定める」と読み替えるものとする。

は納入させる場合について準用する。この場合において、第十六条第一項中「定める」とあるのは、

(申請による換価の猶予に係る申請書記載事項等

第二十一条 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

徴収金を一時に納付し、 又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

=第十七条第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

Ξ 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、 次に掲げる書類とする。

第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

一 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

3

第十七条第一項第六号及び第五項第一号から第三号までに掲げる事項

一 第一項第三号に掲げる事項

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第二十二条 法第十六条第一項に規定する条例で定める場合は、その猶予に係る金額が百万円以下である場合、その猶予に係る期間が三月以内である

場合又は担保を徴することができない特別の事情があると知事が認める場合とする。

第二十三条から第二十六条まで 削除

第三十五条第八項中 「地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

第五十五条の九第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつて

は、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第六十五条第一号中「及び名称」を「、名称及び法人番号 (法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称) 」に改める。

第七十六条の十第一項中「第十五条」を「第二十二条」に改め、同条第三項中「第十五条」の下に「から第二十二条まで」を加える。

第七十七条第九項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、

住所及び氏名又は名称)」に改める。

第八十六条第一項中「の各号」を削り、 同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号

を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 」に改める。

第八十八条中 「送付又は」を「送付し、 又は」に、 「左に」を「次に」に、 「あわせて」を「併せて」に改め、 同条第二号ロ中「及び氏名」

氏名及び個人番号 (個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名) 」に改める。

第九十三条第二項中「の各号」を削り、 同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号

を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第九十三条の二第三項第一号及び第六項第一号中「及び氏名」 を「、氏名及び個人番号 (個人番号を有しない者にあつては、 住所及び氏名)」に改

める。

第九十三条の三第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個

人番号又は法人番号を有しない者にあつては、 住所及び氏名又は名称) 」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、 同条第六項第一号中

「及び氏名又は名称」 を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、 住所及び氏名又は名称)」に

改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第九十三条の四第三項中「あわせて」を 「併せて」に改め、 同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個

を

マ

人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 」に改める。

第九十三条の五第三項第一号を次のように改める。

再開発会社の住所、 名称及び法人番号 (法人番号を有しない者にあつては、 (住所及び名称) 並びにその代表者の住所及び氏名

第九十三条の六第三項第一号及び第九十三条の七第三項第一号中「及び名称」を「、名称及び法人番号 (法人番号を有しない者にあつては、住所及

び名称)」に改める。

第百七条第二項第一号、 第百八条第二項第一号、 第百三十五条第三項第一号、 第百三十六条第二項第一号、 第百四十九条の二第二項第一号イ、 第二

号イ及び第三号イ、 第百四十九条の七第二項第一号並びに第百四十九条の十第一項第一号中「及び氏名又は名称」 を 「、氏名又は名称及び個人番号又

は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、 住所及び氏名又は名称)」 に改める。

第百六十六条中「左に」 を「次に」に改め、 同条第一号中「及び氏名又は名称」 を 「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人

番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 」に改める。

第二百十九条第一項第一号中「及び職業」 を マ 個人番号及び職業 (個人番号を有しない者にあつては、 住所、氏名及び職業)」に改める。

附則第八条の三中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める

附則第八条の七第一項中「第十五条」を「第二十二条」に改め、同条第三項中「第十五条」の下に「から第二十二条まで」を加える:

附則第十五条第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、

住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則

1 この条例は、 平成二十八年一月一日から施行する。 ただし、 附則第八条の三の改正規定は公布の日から、 第十六条から第二十六条まで、第三十五

条第八項及び第七十六条の十の改正規定並びに附則第八条の七の改正規定は平成二十八年四月一日から施行する。

- 2 正前の青森県県税条例 日 改正後の青森県県税条例 という。) 以後に提出する同条第一項に規定する申告書又は同項若しくは同条第三項に規定する申請書について適用し、 (以下「改正前の条例」という。) 第六条第一項に規定する申告書又は同項若しくは同条第三項に規定する申請書については (以下「改正後の条例」という。) 第六条第一項第一号及び第三項第一号の規定は、 平成二十八年一月一日 (以下「施行 施行日前に提出した改
- 3 条例第五十五条の九第一 改正後の条例第五十五条の九第一項第一号の規定は、 項に規定する届出書については、 施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、 なお従前の例による 施行日前に提出した改正前の

なお従前の例による

4 五条に規定する申請書については、 改正後の条例第六十五条第一号の規定は、 なお従前の例による。 施行日以後に提出する同条に規定する申請書について適用し、 施行日前に提出した改正前の条例第六十

5

第九十三条の二第三項、 第七十七条第九項 第九十三条の五第三項、 九十三条の三第六項に規定する申請書又は改正後の条例第八十六条第一項、 九十三条の七第三項第一号の規定は、施行日以後に提出する改正後の条例第七十七条第九項、第九十三条第二項、 九十三条の三第三項第一号及び第六項第一号、 改正後の条例第七十七条第九項第一号、 第九十三条第二項、 第九十三条の六第三項若しくは第九十三条の七第三項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例 第九十三条の三第三項、 第九十三条の二第六項若しくは第九十三条の三第六項に規定する申請書又は改正前の条例第八十六条第一項 第八十六条第一項第一号、 第九十三条の四第三項第一号、 第九十三条の四第三項、 第九十三条第二項第一号、 第九十三条の五第三項、 第九十三条の二第三項、第九十三条の三第三項、 第九十三条の五第三項第一号、 第九十三条の二第三項第一号及び第六項第 第九十三条の六第三項若しくは第九十三条の七第 第九十三条の六第三項第一号並びに第 第九十三条の二第六項若しくは第 第九十三条の四第三項 第

三項に規定する申告書については、

なお従前の例による。

- 6 改正後の条例第八十八条第二号口の規定は、 施行日以後に行われる同条の規定による通知について適用し、 施行日前に行われた改正前の条例第八
- 十八条の規定による通知については、なお従前の例による。
- 7 改正後の条例第百七条第二項第一号及び第百八条第二項第一号の規定は、 施行日以後に提出する改正後の条例第百七条第一項に規定する納入申告

書又は改正後の条例第百八条第二項に規定する登録申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第百七条第一項に規定する納入申告書

- 又は改正前の条例第百八条第二項に規定する登録申請書については、なお従前の例による。

施行日以後に提出する改正後の条例第百三十五条第三項に規定

改正後の条例第百三十五条第三項第一号及び第百三十六条第二項第一号の規定は、

8

- する申告書又は改正後の条例第百三十六条第二項に規定する申請書について適用し、 施行日前に提出した改正前の条例第百三十五条第三項に規定す
- る申告書又は改正前の条例第百三十六条第二項に規定する申請書については、 なお従前の例による
- 9 改正後の条例第百四十九条の二第二項第一号イ、 第二号イ及び第三号イ、第百四十九条の七第二項第一号並びに第百四十九条の十第一項第一号の
- 規定は、 施行日以後に提出する改正後の条例第百四十九条の二第一 項 第百四十九条の七第二項又は第百四十九条の十第一項に規定する申請書につ
- いて適用し、 施行日前に提出した改正前の条例第百四十九条の二第二項、 第百四十九条の七第二項又は第百四十九条の十第一項に規定する申請書に
- ついては、なお従前の例による。
- 10 改正後の条例第百六十六条第一号の規定は、平成二十八年度以後の年度分の鉱区税について適用し、平成二十七年度分までの鉱区税については、
- なお従前の例による。
- 11 改正後の条例第二百十九条第一項第一号の規定は、 施行日以後に提出する同項に規定する狩猟税申告書について適用し、 施行日前に提出した改正
- 前の条例第二百十九条第一項に規定する狩猟税申告書については、 なお従前の例による

施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、

施行日前に提出した改正前の条

12

改正後の条例附則第十五条第三項第一号の規定は、

例附則第十五条第三項に規定する申請書については、なお従前の例による。

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

青森県条例第五十七号

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

る法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) 又は法人番号 (同条第十五項に規定する法人番号をい

第十条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

う。 以下同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) 」に改める。

第十二条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、 住

所及び氏名又は名称)」に改める。

第十三条第二項中「第十五条第四項、 第十五条の二及び第十五条の三並びに」を「第十五条の二の二から第十五条の三まで及び」に改める。

附則

1 この条例は、 平成二十八年一月一日から施行する。ただし、 第十三条第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県産業廃棄物税条例 (以下「改正後の条例」という。) 第十条第二項第一号の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出する同項に

規定する申請書について適用し、同日前に提出した改正前の青森県産業廃棄物税条例(以下「改正前の条例」という。)第十条第二項に規定する申

請書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十二条第一項第一号の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる同項の規定による届出について適用し、 同日前に行われた改

正前の条例第十二条第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十七年十月十六日

森 県 知 事 三 村 申

吾

青

青森県条例第五十八号

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例 (平成十四年七月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(本人確認情報の利用に係る事務等)

第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、 次に掲げる事務とする。

私立の高等学校等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) 第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)

における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの

- _ 東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であって私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのも
- のの実施に関する事務であって規則で定めるもの
- \equiv 私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定める

るූ

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

(昭和五十年三月青森県条例第一号) による修学奨励金の貸与に関する事務であっ

もの

- 2 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める執行機関は、教育委員会とし、同号に規定する条例で定める事務は、 次に掲げる事務とす
- て規則で定めるもの

(昭和四十年三月青森県条例第七号) による授業料等の免除に関する事務であって規則で定めるもの

Ξ 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則

で定めるもの

=

青森県立高等学校授業料等徴収条例

- 3 法第三十条の十五第二項 (第二号に係る部分に限る。) の規定による本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、 知事の使用に係る電子
- 計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

附則

この条例は、 平成二十八年一月一日から施行する。 ただし、 第二条の改正規定及び第三条を削る改正規定は、 公布の日から施行する。

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

青 森 県 知 事 Ξ 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例

青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項を削り、 同条第二項を同条とする。

附 則

この条例は、 公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

森 県 知 事 Ξ 村

青

申

吾

青森県条例第六十号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例(平成十二年三月青森県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一の」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

危害分析・重要管理点方式 (食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、

評価

及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。) を用いて衛生管理を行う場合 別表第一に定める基準

一 危害分析・重要管理点方式を用いないで衛生管理を行う場合 別表第二に定める基準

第四条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二を別表第三とする。

別表第一中「管理運営基準」を「危害分析・重要管理点方式を用いないで衛生管理を行う場合の管理運営基準」に改め、同表第一号を次のように改

める。

日日: 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	い排廃	虫ね	管理備等	管理 施設	一 全ての営業の種類 一間
品添加物の	排水の取扱の取扱の	虫等対策	管理 備等の衛生 食品取扱設	管理施設の衛生	般事項
から品質、鮮度、表示等について点検すること。 1 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点	別表第一第一号の廃棄物及び排水の取扱いに定めるところによること。	別表第一第一号のねずみ、昆虫等対策に定めるところによること。	別表第一第一号の食品取扱設備等の衛生管理に定めるところによること。	別表第一第一号の施設の衛生管理に定めるところによること。	別表第一第一号の一般事項に定めるところによること。

- 必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。2 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存し、
- 3 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。
- 4 食品添加物を使用するときは、正確にひょう量を行い、適正に使用すること。
- 態その他の特性に応じて、製造、加工、調理、保管等の各過程における時間及び温度5 食品及び食品添加物は、これらの消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形
- の管理に十分留意して衛生的に取り扱うこと。
- 7 製造、加工、処理、調理、保管等を行う場所へは、食品取扱者以外の者が立ち入る6 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

ことのないようにすること。ただし、食品及び食品添加物の汚染のおそれがないとき

- は、この限りでない。

- 11 食品及び食品添加物の製造又は加工に当たっては、次に掲げる事項の実施に努める
- (1) 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査こと。
- 質性を有するように製造された原材料、製品及び容器包装の一群をいう。)ごとに② 原材料、製品及び容器包装をロット(一の製造期間内に一連の製造工程により均すること。

管理すること。

別表第一第一号の管理運営要領の作成等に定めるところによること。	領の作成等
別表第一第一号の製品の回収及び廃棄に定めるところによること。	及び廃棄
よう努めること。 の食品衛生上の危害の発生の防止に必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するの状況の記録並びに取り扱う食品に係る仕入先、製造の状況、出荷先又は販売先その他の状況の記録並びに取り扱い1の規定による点検の結果及び同1120の規定による管理食品及び食品添加物の取扱い1の規定による点検の結果及び同1120の規定による管理	及び保存の作成
別表第一第一号の食品衛生責任者の設置に定めるところによること。	任者の設置
別表第一第一号の使用水等の管理に定めるところによること。	管理の
13 おう吐物等により汚染されたおそれのある食品及び食品添加物は、廃棄すること。合しているかを確認し、その結果を記録し、これを一年間(賞味期限を定める製品に担いるがを確認し、その結果を記録し、これを一年間(賞味期限を定める製品に増置を講ずること。	
(5) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう物の混入が認められたときは、汚染のおそれがある部分を廃棄すること。作成し、これを保存すること。 (4) 分割され、又は細切された食肉等については、異物の混入がないかを確認し、異作成し、これを保存すること。	

-	_	
	食品取扱者	別表第一第一号の食品取扱者に係る衛生管理に定めるところによること。
	管理を	
	生教育等に対する衛	別表第一第一号の食品取扱者に対する衛生教育等に定めるところによること。
	食品の運搬	別表第一第一号の食品の運搬に定めるところによること。
	食品の販売	別表第一第一号の食品の販売に定めるところによること。
別表第一第二号3を削り、同表第十八号	同表第十八号を次のように改める。	ළු යි.
十八(食品の放射線照射業)	別表第一第-	別表第一第六号に定めるところによること。
別表第一を別表第二とし、附則の次に次	附則の次に次の一表を加える。	
も害分斤・重要管里点で式を用いて衛生管里を守う場合の管里重管基準別表第一 (第三条関係)	前上管里を打ら	
営業の種類		基
一 全ての営業の種類	一般事項	2 施設、設備及び法第四条第四項に規定する器具(以下「機械器具」という。)につ1 日常点検その他の衛生管理を計画的に実施すること。
	_	

管理 備等の衛生			管理施設の衛生	
3 洗浄剤、消毒剤その他の薬剤は、適正なものを適正な濃度で使用すること。及び消毒を行い、乾燥させること。 機械器具は、作業中必要に応じて、及び作業終了後、熱湯、蒸気、消毒剤等で洗浄1 施設において使用する機械、器具その他の物は、その目的に応じて使用すること。	9 施設内でおう吐があったときは、直ちに殺菌剤等で適切に消毒すること。8 施設内では、愛玩する動物を飼養しないこと。7 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。うこと。	6 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行るというでは、開放しないこと。やむを得ず開放するときは、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための措置を講ずること。 おおめのと がいか はいいない はいいい はいい はいいい はいいい はいい はいい はい がい はい がい はい	を受引の差、 は、不必要な物 製造、加工、 製造、加工、	4 衛生上支障のないよう、施設、設備、人的能力等に応じて適切な受注管理を行うこ3 必要に応じて、2の清掃等の手順に関する文書を作成し、その内容を見直すこと。菌の方法を定め、必要に応じてその内容を見直すこと。 菌の方法を定め、必要に応じてその内容を見直すこと。 いては、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品及び食品添加物(同条第二項に規いては、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品及び食品添加物(同条第二項に規

	水 等 の 1	10 9 8 7 6 5 4
知事の指示に従い、適切な措置を講ずること。 知事の指示に従い、適切な措置を講ずること。 知事の指示に従い、適切な措置を講ずること。	(A) こうこう 特別に構造している。 とこなど まっぷりの 対にに担いてなりにい施設で使用する水は、飲用に適する水であること。 ただし、飲用に適する水への混	- 機械器具及び分解した機械器具の部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。 正に使用できるよう整備しておくこと。 正に使用できるよう整備しておくこと。 正に使用できるよう整備しておくこと。 正に使用できるよう整備しておくこと。 一 洗浄剤、消毒剤その他の薬剤は、容器に内容物の名称を表示すること等により食品及び食品添加物への混入を防止すること。 及び食品添加物への混入を防止すること。 ・ 手洗設備には、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けん及び消毒剤等を常に使用できる状態で備えておくこと。

	い排廃	<u></u> 虫 ね
任者の設置	排水の取扱	虫等対策 昆
1 営業者(法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。)は、施設又はその部門ごとに、食品取扱者(作業場内で食品又は食品添加を除く。)は、施設又はその部門ごとに、食品取扱者(作業場内で食品又は食品添加常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めさせること。常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めさせること。常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めさせること。 防止のため、施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について、防止のため、施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について、	1 廃棄物及び排水は、適切に処理すること。2 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定め、必要に応じて当該保管及び廃棄の手順に関する文書を作成すること。4 廃棄物及び排水は、適切に処理すること。	4 貯水槽を使用するときは、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

1 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての食品衛生上の危害の原因となる物質を上の危害の原因となる物質を特定すること。	
危害の原因となる物質を管理すること。 次に掲げる方法により、食品衛生上の危害の分析を実施して特定された食品衛生上の	品添加物の
3 実際の製造工程を確認し、必要に応じて製造工程一覧図を修正すること。 2 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。 3 実際の製造工程を確認し、必要に応じて製造工程一覧図を作成すること。 4 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質、殺菌又は菌の増殖を抑制	作 程 製品説明書
する者により構成される班を編成すること。	危害分析・ を実施する を実施する
重すること。 営業者に対して意見を述べさせること。この場合において、営業者は、当該意見を尊	

1	T																							
		止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。	8 1から7までの規定による衛生管理について、食品衛生上の危害の発生が適切に防	置」という。)を定め、適切に実施すること。	措置(管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。以下「改善措	7 重要管理点ごとに管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき	出荷の防止のためのモニタリングについて、その方法を定め、実施すること。	6 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の	لى .	の他の測定することができる指標又は外観、食感その他の官能的指標により定めるこ	いて、管理基準は、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素そ	又は排除するための基準(以下「管理基準」という。)を定めること。この場合にお	5 重要管理点ごとに食品衛生上の危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、	直すこと。	の製造工程において適切な管理措置を定めることができるよう製品又は製造工程を見	の危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後	4 3の規定により定めようとする重要管理点における管理措置によっては食品衛生上	た文書を作成すること。	「重要管理点」という。)を定め、重要管理点を定めない場合は、その理由を記載し	相当の頻度による確認(以下「モニタリング」という。)を必要とするもの(以下	危害の発生を防止するため、製造工程のうち管理措置の実施状況について連続的又は	3 1の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質による食品衛生上の	ること。	止するための措置(以下「管理措置」という。)を検討し、危害要因一覧表に記載す

	及製び品	及 記	 領
	及び廃棄	及 記 び 録 の 存 作 成	領 の 作 成 等
2 消費者の健康被害(販売食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診と 消費者の健康被害(販売食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診 に報告するようにすること。	販売食品等に起因する消費者の健康被害が生ずるおそれがないと認められるときは、ときは、速やかに当該苦情の内容を保健所に報告するようにすること。ただし、当該1 消費者等から販売食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入等の苦情を受けた	会品及び食品添加物の取扱い1及食品及び食品添加物の取扱い1及 一年ニタリングの方法の設定及び害 施の結果並びに同8の規定による が場合において、同6の規定による の場合において、同6の規定による の場合において、同6の規定による の場合において、同6の規定による の場合において、同6の規定による	1の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。2 製品検査、拭き取り検査等を実施し、施設における衛生状態を確認することにより、の管理運営要領を必要に応じて作成し、食品取扱者及び関係者に周知させること。

管理
に係る衛生
食品取扱者

七 食用油脂製造業及びマーガリン 排水中の油脂分は、回収して衛生的に処理すること。	食品の放射線照射業 一日一回以上化学線量計を用いて線量を確認し、そ	五(食品の冷凍又は冷蔵業) コイル管を使用しているときは、除霜に留意し、常に十分な機	四(魚介類販売業) 一 冷蔵庫、ショーケース及び床面は、毎日水洗いすること。	を購入者に説明すること。	二の飲食店営業 弁当屋、仕出屋又は旅館にあっては、七十二時間以上検食を保証	と等のないよう衛生的に管理すること。 食品の販売 販売に当たっては、食品を直射日光にさらすこ	搬方法に留意すること。 3 運搬に当たっては、衛生上支障のないよう温が、食品を適切な容器に入れること等により食	装	する教育訓練を実施し、必要に応じて2 消毒剤、殺菌剤その他の化学物質を	する教育訓練を実施し、必要に応じて2 消毒剤、殺菌剤その他の化学物質を対する衛生教育及び関係者に対する周	な取扱方法及び汚染の防止方法その他する教育訓練を実施し、必要に応じてする教育訓練を実施し、必要に応じて	2	備 ā 	衛者
کی	その結果を二年間保存すること。	常に十分な機能を発揮させること。	ること。	.記載できないときは、納品伝票等に記載してその旨	七十二時間以上検食を保存すること。	に管理すること。 食品を直射日光にさらすこと、長時間不適切な温度で陳列するこ	方法に留意すること。 運搬に当たっては、衛生上支障のないよう温度及び湿度の管理、所要時間並びに運、食品を適切な容器に入れること等により食品以外の貨物と区分すること。	るときは、食品以外の貨勿からの汚染を方上するに程上支障のないよう管理すること。		回すこと。 その安	がしては、	でです。 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、	ででその内容を見直すこと。	がしては、 がしては、 のもこと。

附 則

この条例は、 平成二十八年一月一日から施行する。

青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青

森 県

知 事

Ξ

村

申

吾

青森県条例第六十一号

青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部を改正する条例

(青森県下水道法施行条例の一部改正)

第一条 青森県下水道法施行条例(平成二十四年三月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

(青森県流域下水道条例の一部改正)

第二条 青森県流域下水道条例 (昭和六十二年三月青森県条例第一号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)